

放射能対策室設置から3カ月

平成23年 11月1日	放射能対策室設置。放射線測定器の貸し出しを開始。 ・貸出状況 11月83件、12月88件、1月54件、2月40件 ※2月は20日現在
11月8日	東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望書を東日本大震災復興対策本部宮城県現地対策本部長 郡和子衆議院議員（以下「郡本部長」）に提出。 福島第一原発事故に伴う市民の安心・安全の確保、復興特区制度の適用・宅地災害の復旧に対する支援および文化・観光施設、市庁舎の復旧に対する財政措置について要望書を提出。また、市内の被災現場の視察を実施。
12月5日	食品等の放射能測定を開始（消費者庁から貸与）。 ●測定状況 12月177件、1月186件、2月72件 ※2月は20日現在 ※これまでの放射能測定結果は、放射能対策室で閲覧可。
12月12日	福島第一原発事故に伴う賠償範囲拡大に関する要望書の提出。 政府の原子力損害賠償紛争審査会は、福島県内23市町村の自主避難者と滞在者を一律賠償の対象とすることを決定したが、放射能汚染には県境がないことから、県南2市4町（白石市・角田市・七ヶ宿町・大河原町・丸森町・山元町）の首長連名で郡本部長に要望書を提出。
12月20日	第2回福島第一原発事故対策みやぎ県民会議。 福島第一原発事故被害への対策や国への要望、損害賠償請求を行うために設置。県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体などで構成し、会長は、宮城県知事。
12月26日	除染対策連絡調整会議。 宮城県と汚染状況重点調査地域に指定された市町村が連携して円滑な除染を実施するために設置。座長は、県副知事。
12月27日	東京電力に損害賠償請求書を提出。 県と県内33市町村が連携して11月30日までに被害対策に要した経費の一部を請求。
12月28日	国から汚染状況重点調査地域に指定。 県内8市町村が国から指定。
平成24年 1月10日	宮城県除染支援チームと打合せ。 県が汚染状況重点調査地域に指定された8市町村に対して、除染の支援を行うために組織。4人の県職員が本市を担当。
1月20日	福島第一原発事故に伴う被害への早期対応を求め要望書を提出。 内閣総理大臣などに宮城県知事や宮城県市長、宮城県町村会長連名で要望書を提出。福島県や北関東県と比較すると、宮城県への対応に大きな格差があることから要望書を提出。
1月31日	宮城労働局主催の除染処理業務に関する講習会を開催。 1月1日から施行された省令により、除染作業を行う業者に講習受講が義務付け。
2月1日	灰の測定を開始。 ●測定状況 2月46件 ※2月は20日現在
2月7日	環境省福島再生事務所除染支援チームと打合せ。 本市担当の環境省職員3人が来庁。市長や副市長と面談。
2月9日	福島第一原発事故被害対策基本方針等に係る市町村担当課長等会議、宮城県除染対策連絡調整会議幹事会。

焼却灰のこれから

☎放射能対策室 ☎25-3720

焼却灰の放射能測定を行っています

市民の方が生産した自家用の農林産物のほかに、市内の方が風呂焚きや薪ストーブで使用した際に発生する薪の焼却灰の放射能測定を行っています。

●申し込み方法 測定には事前予約が必要ですので、放射能対策室に直接または電話でお申し込みください。

●持ち込み方法 焼却灰はふるって、約800g以上を袋に入れてお持ちください。

●焼却灰の取り扱い 環境省からの通知により風呂焚きや薪ストーブで使用した際に発生する薪の焼却灰は、次の取り扱いとなります。

- ・400ベクレル/kg以下
庭や畑などに散布できます。
- ・400～8,000ベクレル/kg以内
一般廃棄物として市が回収します。
- ・8,000ベクレル/kg以上
指定廃棄物として市が回収・保管の後、国が処分します。

400ベクレル/kg以上の焼却灰は、市が回収することになり、現在、市内の薪の使用状況や灰の排出量を調査するとともに、回収の準備を進めています。

収集方法や日時が決まるまでの間は、各家庭で保管してください。庭や畑などに散布することができないので、保管する場合は、周囲への飛散や雨などでの流出を防止するため、ビニール袋などに入れて、人が近寄らない場所に保管してください。



▲1月20日、要望書を提出し、記者会見に答える村井宮城県知事

特集

放射能対策



安心できる生活のために

東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）事故による放射性物質の飛散により、目には見えない放射能汚染と風評被害が、商工業・農林業・観光業など産業全般にわたり甚大な被害を及ぼしたほか、健康面からも市民の皆さんの放射能に対する不安は今も続いています。

国は平成23年8月に「除染に関する緊急実施方針について」を公表。10月には「年間1ミリシーベルトを超える地域（毎時0・23マイクロシーベルト）を除染対象」とし、12月に具体的な「除染ガイドライン」を公表しました。

本市は、11月に「放射能対策室」を設置するとともに、「放射線測定器」の貸し出しを開始。また、市民の皆さんの食に関する安心を確保するために「食品等放射能測定システム」を導入し、市民の皆さんが生産した自家用の農林産物などの放射能の測定を開始しました。この間、保育園・幼稚園・小中学校などの汚染状況（マイクロスポット）を詳細に調査するとともに、特に放射線量が高い側溝などを重点的に市独自で環境美化事業を行ってきました。さらに、12月28日、国から「汚染状況重点調査地域（※）」の指定を受け、今後、詳しく各地域の測定を行い除染対象区域を定め、国が示したガイドラインに沿って「白石市除染実施計画」を策定し、平成24年4月から本格的に除染を進めます。

※汚染状況重点調査地域
福島第一原発事故由来の放射性物質による環境の汚染の状況を、重点的に調査測定することが必要な地域。空間放射線量が毎時0・23マイクロシーベルト以上の地域を国が指定。県内では、白石、角田、栗原、石巻、七ヶ宿、丸森、大河原、山元の4市4町が指定された。

環境美化のこれまで、これから

☎管理課 ☎22-1341

保育園・幼稚園・小中学校などの環境美化事業を行っています

平成23年11月から臨時職員6人を雇用。保育園・幼稚園・小中学校などの環境美化事業を行っています。作業の内容は、環境美化対象施設（※）の側溝や集水桝、雨どいなどの清掃作業（土砂、落ち葉の除去と除去後の高圧洗浄）です。この作業により放射線量が低減し、大きな効果が出ています。平成24年2月で対象施設すべての1回目の作業を終え、現在、1回目と比較した放射線量の推移を測定しながら、2回目の作業を行っています。なお、発生した土のう袋は各施設内で適切に管理・保管しています。この作業は、平成24年度も引き続き行う予定です。

※環境美化対象施設 ①保育園 南・東・西・北・越河・大鷹沢・白川、②幼稚園 第一・第二・ひかり、③小学校 第一・第二・越河・斎川・大平・大鷹沢・白川・福岡・八宮・深谷・小原、④中学校 白石・東・南・白川・福岡・小原、⑤児童館、⑥ふれあいプラザ



▲土砂や枯葉などの除去作業